

# 岩手県立大学宮古短期大学部学生通則

制定	平成19年4月1日	規程第35号
改正	平成24年4月1日	規程第26号
	平成25年4月1日	規程第26号
	令和元年12月2日	規程第3号
	令和2年3月24日	規程第9号
	令和2年9月18日	規程第27号
	令和3年10月18日	規程第18号
	令和4年3月25日	規程第29号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、岩手県立大学宮古短期大学部（以下「本学」という。）における学生の諸活動を充実発展させるとともに、円滑な教育研究の機能を維持するため、学生に関する事項を定めるものとする。

## 第2章 入学手続等

### (入学手続書類等)

第2条 入学の許可を受けようとする者は、別に定める期日までに、宣誓書（様式第1号）その他学長が指定する書類を学長に提出するものとする。

2 入学の許可を受けた者は、別に定める期日までに、住所等届出書（様式第2号）その他学長が指定する書類を学長に提出するものとする。

### (保証人)

第3条 入学の許可を受けようとする者は、保証人を定めるものとする。

2 保証人は1名とし、父母若しくはこれに準ずる者又は成人で独立して生計を営む日本国内在住の者とする。

3 保証人は、学生の在学中に係る授業料その他修学上必要な経費並びに建築物、設備を滅失・毀損したことによる賠償金等一切の責任を負うものとする。この場合において、当該責任に係る保証の額は、80万円を限度とする。

4 学生は、保証人を変更した場合は、速やかに保証人変更届（様式第3号）を学長に提出するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、外国人留学生で保証人の選定が困難な者にあつては、日本国内及び母国における連絡先を記載した書面を学長に提出することにより、保証

人を定めないことができる。

(届出事項の変更)

第4条 学生は、本人若しくは保証人の住所等に変更があった場合は、速やかに届出事項変更届(様式第4号)を学長に提出するものとする。

### 第3章 学生証等

(学生証)

第5条 学生は、学長が交付する学生証(様式第5号)を常に携帯し、本学の教職員の請求があった場合は、これを提示するものとする。

2 学生証の有効期限は、2年とする。ただし、2年を超えて在学する場合は1年とする。

3 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 学生証を携帯しない学生に対しては、本学の施設及び設備の使用を禁止することがある。

(学生証の再交付等)

第6条 学生は、学生証を汚損又は紛失した場合は、直ちに学生証再交付願(様式第6号)を学長に提出し、再交付を受けるものとする。

2 学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに学生証を学長に返還するものとする。

(1) 卒業、退学又は除籍により学籍を失ったとき。

(2) 前条第2項の有効期限が到来したとき。

(個人ロッカーの貸与)

第7条 学生は、構内に設置する個人ロッカー及びその鍵の貸与を受けることができる。

2 個人ロッカー及び鍵の貸与期間は、2年とする。ただし、2年を超えて在学する学生が継続して貸与を希望する場合は、1年とする。

3 学生は、個人ロッカー及び鍵の貸与を受けた場合はこれを適切に管理するものとする。

4 学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに個人ロッカーの鍵を学長に返還するものとする。

(1) 卒業、退学又は除籍により学籍を失ったとき。

(2) 第2項の貸与期間が満了したとき。

- 5 学生は、個人ロッカーの鍵を紛失した場合は、速やかに学長に届け出るものとする。

#### 第4章 証明、届出及び願出

##### (証明書)

第8条 学生は、在学証明書、学生旅客運賃割引証、健康診断証明書（健康診断の結果により学校医が指定した者を除く。）、在籍期間証明書、卒業見込証明書又は学業成績証明書の交付を希望する場合は、学内に設置する自動証明書発行機によりその交付を受けるものとする。

- 2 前項の自動証明書発行機の稼働時間は、平日の9時から18時までとする。

3 学生は、公共輸送機関の通学定期乗車券を購入するため通学証明書の交付を希望する場合は、通学証明書交付願（様式第7号）を学長に提出するものとする。

4 学生が第1項に掲げる証明書以外の証明書等の交付を希望する場合、又は同項の規定による交付が困難な場合は、各種証明書等交付願（様式第8号）を学長に提出するものとする。

- 5 本学の学生であった者が証明書の交付を希望する場合は、前項の規定を準用する。

##### (欠席の届出)

第9条 学生が、傷病その他の理由により授業を欠席する場合は、あらかじめ、欠席届（様式第9号）を学長に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、当該理由が消失したのち、速やかに届け出るものとする。

- 2 前項の欠席の理由が傷病による場合であって、欠席する期間が引き続き7日以上にわたるときは、医師の診断書を添付するものとする。

##### (休学等の願出)

第10条 学生は、岩手県立大学宮古短期大学部学則（平成17年学則第3号。以下「学則」という。）第15条から第19条までに規定する休学、復学、転学、留学又は退学の許可を受けようとする場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類を学長に提出するものとする。

許可	提出書類
休学	休学願（様式第10号）
復学	復学願（様式第11号）
転学	他大学受験願（様式第12号） 転学願（様式第13号）

留学	留学願（様式第14号）
退学	退学願（様式第15号）

（死亡又は行方不明）

第11条 保証人は、学生が死亡し、又は行方不明となった場合は、死亡・行方不明届（様式第16号）を学長に提出するものとする。

（海外渡航届）

第12条 学生は、海外に渡航しようとする場合は、あらかじめ海外渡航届（様式第17号）を学長に提出するものとする。

（事故報告）

第13条 学生は、正課、大学行事、課外活動その他大学管理下での各種活動中又は通学途中において事故に遭った場合は、事故報告書（様式第18号）を学長に提出するものとする。

## 第5章 健康診断

（健康診断）

第14条 学生は、本学が定期又は臨時に実施する健康診断を受けなければならない。

- 2 学長は、健康診断の結果、学生に異常が認められたときは、本人又は保証人に通知し、必要な措置を取らせることができる。
- 3 学生は、健康診断証明書の交付を希望する場合（第8条第1項の規定に基づき自動証明書発行機により交付を受ける場合を除く。）は、各種証明書等交付願（様式第8号）を学長に提出するものとする。

## 第6章 学生団体等

（学生の遵守事項）

第15条 学生が本学の学生を構成員とする団体（以下「学生団体」という。）を設立しようとする場合及び学生又は学生団体が学内において集会又は催物（以下「集会等」という。）を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）学則その他の規程に違反しないこと。
- （2）教育研究活動を阻害しないこと。
- （3）施設、設備等の維持管理に支障をきたさないこと。

（団体の設立の許可）

第16条 学生が学生団体を設立しようとする場合は、本学の教員（任期の定めのある者を除く。）のうちから顧問を定め、学生団体設立願（様式第19号）に、当該学生団体の規約、会員名簿及び活動計画書を添えて学長に提出し、その許可を受けるものとする。

（活動の継続）

第17条 学生団体は、その活動を継続しようとする場合は、毎年度5月10日までに学生団体継続願（様式第19号）に前年度の活動報告書及び当該年度の活動計画書を添えて学長に提出し、その承認を受けるものとする。

（団体の解散及び変更の届出）

第18条 学生団体を解散する場合は学生団体解散届（様式第20号）を、学生団体の目的、組織等を変更する場合は学生団体届出事項変更届（様式第21号）を学長に提出するものとする。

（学外団体への加入等の許可）

第19条 学生団体が学外の団体に加入しようとする場合は学外団体加入願（様式第22号）を、対外試合等の学外行事に参加しようとする場合は学外行事参加願（様式第23号）を学長に提出し、その許可を受けるものとする。

（活動の停止又は解散）

第20条 学長は、学生団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体の活動の停止又は解散を命ずることができる。

- （1） 第15条各号の規定に違反したとき。
- （2） 設立の目的を逸脱したとき。
- （3） 学生団体の活動中に事故が発生するなど学生団体の運営が不相当であるとき。
- （4） 学生団体の構成員が不祥事に関係し、それが当該団体の活動に密接な関連があるとき。

（集会等の許可）

第21条 学生又は学生団体が学内において集会等を行おうとする場合は、原則として7日前までに学生集会等願（様式第24号）を学長に提出し、許可を受けるものとする。

2 学長は、前項の許可にあたり条件を附すことがある。

（集会等の禁止又は解散）

第22条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会等の禁止又は解散を命ずることができる。

- (1) 第15条各号の規定に違反したとき。
- (2) 集会等の目的を逸脱したとき。

(報告)

第23条 集会等の責任者は、集会等の状況について関係教職員から報告を求められた場合は、直ちにこれに応じるものとする。

## 第7章 課外活動

(事故防止等)

第24条 学生の課外活動は、学生により自主的に行われることを基本とし、本学の学生であるという自覚を持ち、常に活動に伴う危険防止について研鑽に励むとともに活動中の事故防止に努めるものとする。

(活動計画の作成)

第25条 課外活動は、あらかじめ活動計画表を作成し、これに基づいて行うよう努めるものとする。

- 2 前項の活動計画表は月間ごとに作成し、事前に顧問に提出し、指導助言を受けるものとする。
- 3 活動計画表の作成にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1) 当該活動が正課のプログラムに支障をきたさないこと。
  - (2) 明らかに危険が内在しているスポーツ活動等については、構成員の身体的・精神的状態、能力・技術等に配慮し、過密、過重な計画としないこと。

(活動リーダー)

第26条 課外活動を行う場合は、活動ごとにあらかじめリーダー及びサブリーダーを定めるものとする。

- 2 リーダー及びサブリーダーは活動の統括者となり、活動に伴う危険防止に努めるとともに、不測の事態が発生した場合は、本章に規定する措置を講じるほか、考えられる最善の措置をとるよう努めるものとする。

(潜在危険の除去)

第27条 課外活動を行う場合は、常に潜在危険の除去に努めるものとし、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 活動に応じた着衣を使用すること。
- (2) スポーツにおけるルール無視及び実力過信による無謀プレー等は厳に慎むこと。
- (3) 実験・工作等における実施方法及び手順に従うこと。
- (4) 構成員の心身状態に注意すること。

(緊急連絡)

第28条 活動中に不測の事態が発生した場合は、速やかに現状で考えられる応急措置を講じるとともに、顧問及び事務局に連絡し、その指示を受けるものとする。

(学内活動における事故防止等)

第29条 学内施設を使用して課外活動を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 施設本来の使用目的を逸脱しないこと。
- (2) 使用上の注意事項を掲示している施設にあつては、当該注意事項に従うこと。
- (3) 施設使用許可時間を超えないこと。
- (4) 危険行為は厳に慎み、施設内に危険物がある場合は事務局に連絡すること。

(学外活動における事故防止等)

第30条 学外で課外活動を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 原則として活動する日の7日前までに活動計画表を顧問に提出し、指導助言を受けること。
- (2) 前号の計画表を、第19条に規定する学外行事参加願に添付すること。
- (3) 活動終了後は顧問に活動結果を報告するとともに、参加者による反省会を開催するよう努めること。
- (4) 活動中に不測の事態が発生した場合は、顧問の指示を仰ぎ、中止等の措置を講じること。
- (5) 学外施設等への移動手段は、できるだけ公共輸送機関を利用すること。

(合宿等における事故防止等)

第31条 学内施設又は学外施設を使用し合宿して課外活動を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 原則として活動する日の10日前までに活動計画表を顧問に提出し、指導助言を受けること。
- (2) 前号の計画表を、第19条に規定する学外行事参加願又は第21条に規定する学生

集会願に添付すること。

- (3) リーダーは、事前に参加者の健康状態を把握し、健康状態に不安のある者の参加を中止させるとともに、参加者に対し家族等にあらかじめ行程等を連絡するよう指導すること。
- (4) 活動終了後は顧問に活動結果を報告するとともに、参加者による反省会を開催するよう努めること。
- (5) 活動中に不測の事態が発生した場合は、顧問の指示を仰ぎ、中止等の措置を講じること。
- (6) 学外施設等への移動手段は、できるだけ公共輸送機関を利用すること。

(海外活動における事故防止等)

第32条 海外において課外活動を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 原則として活動する日の30日前までに活動計画表を顧問に提出し、指導助言を受けること。
- (2) 前号の計画表を、第19条に規定する学外行事参加願に添付すること。
- (3) 参加者は、事前に家族等に対して活動計画を連絡すること。
- (4) 活動中は、機会あるごとに可能な限り、顧問に活動状況を報告すること。
- (5) 活動終了後は、顧問に活動結果を報告すること。

## 第8章 文書等の掲示・配布

(掲示・配布の許可)

第33条 学生又は学生団体が、本学の施設を利用して文書、印刷物その他これに類するもの（以下「文書等」という。）を掲示又は配布しようとするときは、文書等掲示・配布願（様式第25号）を学長に提出し、その許可を受けるものとする。

2 前項の規定により掲示を許可した文書等には、文書等掲示許可印（様式第26号）を押印する。

(責任者の明記)

第34条 文書等には、文書等を掲示又は配布しようとする者が個人であるときはその者の学籍番号及び氏名を、学生団体であるときはその団体の名称及び責任者の氏名を明記するものとする。

(掲示の禁止)

第35条 学長は、掲示しようとする文書等が次の各号のいずれかに該当するときは、掲示を許可しない。



- (1) 第15条各号の規定に違反したとき。
- (2) 文書等の内容が虚偽にわたるとき。
- (3) 形状、大きさまたは掲示の方法が通行を阻害する等他人に迷惑を及ぼすとき。

(掲示の条件)

第36条 文書等の掲示期間は、1週間以内とする。ただし、特に学長が許可した場合は、この限りでない。

2 文書等は、特に場所を特定して許可した場合を除き、校舎内に掲示するものとする。

3 掲示できる文書等は、A3判以内のものとする。ただし、特に学長が許可した場合は、この限りでない。

(掲示された文書の撤去)

第37条 学長は、文書等が次の各号のいずれかに該当するときは、文書等を撤去することができる。

- (1) 許可を得ないで文書等を掲示したとき。
- (2) 文書等の撤去を命ぜられた者が直ちに撤去しないとき。
- (3) 緊急に撤去を要すると認められるとき。

(配布の中止)

第38条 学長は、文書等の配布行為が次のいずれかに該当するときは、当該行為の中止を命ずることができる。

- (1) 第15条各号の規定に違反したとき。
- (2) 文書等の内容が虚偽にわたるとき。
- (3) 他人への強要又は欺瞞があるとき。

## 第9章 雑則

(雑則)

第39条 この規程に定めるもののほか、この通則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月2日から施行する。

附 則（令和2年3月24日 規程第9号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に徴収した宣誓書（様式第1号）については、なお従前の例による。

附 則（令和2年9月18日 規程第27号）

- 1 この規程は、令和2年9月18日から施行する。
- 2 この規程の施行前に受領した保証人変更届（様式第3号）については、なお従前の例による。

附 則（令和3年10月18日 規程第18号）

この規程は、令和3年10月18日から施行し、同年9月24日から適用する。

附 則（令和4年3月25日 規程第29号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

# 宣 誓 書

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

本 人 \_\_\_\_\_ 学科  
現 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

保証人

現 住 所 \_\_\_\_\_  
本人との続柄 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

私は、岩手県立大学宮古短期大学部に入学しましたうへは、学則及び諸規程を遵守し、  
学業に励み、学生の本分にそむかないことを保証人と連署して誓います。

また、保証人は、本人の在学中に係る授業料その他修学上必要な経費並びに建築物、設  
備を滅失・毀損したことによる賠償金等一切の責任を引き受けることを保証します。

この場合において、当該責任に係る保証の額は、80万円を限度とします。

また、私は、在学中の私の個人情報のうち保証人がその責務を果すために貴短期大学部  
において特に必要と認めるものについて、貴短期大学部から保証人に対し提供することに  
同意します。

# 住所等届出書

年 月 日

所属	学籍番号											
	フリガナ氏名											
	学科	英語表記	(名)					(姓)				
現住所	郵便番号	-										
	フリガナ											
	住所	都道府県										
	電話1	-				携帯	-					
	電話2	-				FAX	-					
帰省先	郵便番号	-					電話	-				
	フリガナ											
	住所	都道府県										
連絡先	住所	都道府県										
	電話	-										
保証人	氏名						郵便番号	-				
	住所	都道府県										
	電話1	-				携帯	-					
住居種類	1. 自宅 2. 自宅以外											
通学方法	1. 徒歩 2. 自転車 3. 自動車 4. バス 5. 電車 6. その他 ( ) 7. バイク											
特記事項												

- 備考**
- 1 英語表記欄は、本人の氏名について名、姓の順にローマ字の大文字で記入すること。
  - 2 現住所欄は、住民登録の有無にかかわらず、通学のため実際に居住している場所を記入すること。
  - 3 住居種類及び通学方法欄は、主なもの1つに○印を付すこと。
  - 4 連絡先欄は、緊急時に確実に連絡が取れる場所を記入すること。
  - 5 特記事項欄は、身体上の理由により大学での生活で特に配慮を希望する事項がある場合等に記入すること。

				担当者	事務システム入力確認印

## 保証人変更届

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

学籍番号 \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり保証人を変更したので、届け出ます。

変更後の保証人は、本人の在学中に係る授業料その他修学上必要な経費並びに建築物、設備を滅失・毀損したことによる賠償金等一切の責任を引き受けることを保証します。

この場合において、当該責任に係る保証の額は、80万円を限度とします。

### 記

変 更 年 月 日	年 月 日				
旧保証人	氏 名				
変更後の 保証人	フリガナ 氏 名	印			
	生 年 月 日	年 月 日生	続柄		
	郵便番号				
	フリガナ 現 住 所	都道 府 県			
	電 話	— —	携帯電話	— —	
	F A X	— —			
	連絡先	名称・ 所在地等			
	電 話				

備考 変更後の保証人欄は、当該保証人が自書押印すること。

				担当者	事務システム入力確認印

## 届出事項変更届

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

学籍番号 \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり変更したので、届け出ます。


### 記

変更年月日	年 月 日				
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 保証人	<input type="checkbox"/> 氏 名	フリガナ			
		英語表記 (本人のみ)	(名)	(姓)	
		都道府県			
	<input type="checkbox"/> 現住所 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 帰省先	郵便番号			
		フリガナ			
		都道 府県			
		TEL 1	— —	FAX	— —
		TEL 2	— —	携帯 ・PHS	— —
	<input type="checkbox"/> 住居種類(本人のみ)	1 自宅 2 下宿・パンション 3 アパート 4 寮 5 その他 ( )			
	<input type="checkbox"/> 通学方法(本人のみ)	1 徒歩 2 自転車 3 自動車 4 バス 5 電車 6 バイク 7 その他 ( )			
<input type="checkbox"/> その他					

備考 該当する□にレ印を記入し、変更後の内容を記入すること。

様式第5号（第5条関係）

（表）

 岩手県立大学	<h2>学 生 証</h2>	
	本学の学生であることを証明する。	
写 真	氏 名	
	生 年 月 日	
	学 科	
	入 学 年 度	
	学 籍 番 号	
	年 月 日 発行	
	有効期限	年 月 日
バーコード	岩手県立大学宮古短期大学部 学 長 印	

（縦5 cm×横8 cm）

（裏）

<h3>学生証についての注意</h3>	
1	本証は、常に携帯し、本学の教職員から請求があったとき、又は通学定期乗車券等によって乗車船する場合に、係員から請求があったときは、提示すること。
2	本学の学籍を離れたとき、又は有効期限が過ぎたときは、直ちに返還すること。
3	本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。
4	本証を汚損又は紛失し、使用不能となったときは、速やかに再交付を受けること。
<p>＜岩手県立大学宮古短期大学部＞ 〒027-0039 岩手県宮古市河南一丁目5-1 TEL.0193-64-2230</p>	

様式第6号（第6条関係）

				担当者	事務システム入力確認印

## 学生証再交付願

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

学籍番号 \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり届け出ます。

記

理 由	紛失 ・ 汚損又は破損 ・ 磁気不良
紛失等の状況	
発生年月日	年 月 日

- 備考
- 1 汚損等によって使用不能となった学生証があるときは、当該学生証を添付すること。
  - 2 この願出の提出後に旧学生証を発見したときは、当該学生証を直ちに返還すること。



## 通学証明書交付願

※ 氏名・年齢・性別	(才)男 女
※ 住 所	
※ 部 科 及 び 学 年	学科 学年(年次)
※ 身分証明書番号	
※ 通 学 区 間	駅 区間 経由
※ 通 用 期 間	箇月

No. .... 年 月 日発行

.....  
契印

.....  
契印

No. ....

## 通 学 証 明 書

学 校 種 別 又は指定号	大学
------------------	----

通学者の氏名 年齢及び性別	(才)男 女
通学者の居住地	
部 科 及 び 学 年	学科 学年(年次)
身分証明書番号	
通 学 区 間	駅 駅間 経由
通学定期乗車券の有効期日	箇月
※通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日から
通学証明書の有効期限	年 月 日まで

証 明	.....年.月.日発行 学校所在地 ..... 学校名 ..... 学校代表者氏名 .....
--------	---

1. この証明書の有効期限は、発行の日から上記の期限まで(1箇月間)です。
2. この証明書のうち、※印の欄以外の事項は、発行者が記入(性別は、該当のものを丸で囲む)してください。
3. この証明書のうち、※印の欄は、通学者が記入してください。
4. この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職員のないものは、使用できません。

下欄には、記入しないでください。

年 月 日まで		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

様式第8号（第8条関係）

※	※	※	※起案者	※申請者受付番号	※備考
---	---	---	------	----------	-----

## 各種証明書等交付願

※申請書受付番号
※交付予定日 年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

		申請日	年 月 日
ふりがな 氏 名			生年月日
			昭・平 年 月 日
ローマ字 氏 名	姓	名	学籍番号
<small>英文証明書申請の場合のみ記入</small>			
学科	経営情報		学科 (学年 年) <input type="checkbox"/> 科目等履修生
受取方法	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 代理人（委任状を用意すること）		
送付先 (郵送の場合)	〒	連絡先	TEL ( ) <small>(日中連絡の取れる番号をご記入ください)</small>
申請理由	<input type="checkbox"/> 就職（提出先： )		
	<input type="checkbox"/> 進学（提出先： )		
	<input type="checkbox"/> 奨学金		
	<input type="checkbox"/> 資格		
	<input type="checkbox"/> その他（理由及び提出先： )		
厳 封	( 全て厳封 ・ 一部厳封 ・ 不要 ) 申請理由が「就職」「進学」の場合は、厳封が必要です。 <small>厳封についての指示    記入例：成績証明書1通のみ厳封</small> <div style="text-align: right;"><small>(指示なき場合は厳封しません)</small></div>		

申請者が卒業生の場合は次にも記入して下さい

卒業年月日	平・令 年 月	卒業時の姓名	変更無し・有り (旧姓名 )
-------	---------	--------	----------------

			※ 発行年 月 日
			※ 年 月 日
証明書の種類	必要通数		※発行番号
在学証明書	和文 通	英文 通	～ — 4
学生旅客運賃割引証 (学割証)	和文 通	/	～ — 8
健康診断証明書	和文 通	/	/
在籍期間証明書	和文 通	英文 通	～ — 4
卒業見込証明書	和文 通	/	～ — 4
学業成績証明書	和文 通	英文 通	～ — 4
卒業証明書	和文 通	英文 通	～ — 4
単位修得証明書	和文 通	/	～ — 4
単位修得見込証明書	和文 通	/	～ — 4
		/	～ —
		/	～ —

- 備考
- 1 ※の欄は記入しないこと。
  - 2 英文証明書の発行には1週間程度要する場合がありますので、余裕をもって申請すること。

# 欠 席 届

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

学籍番号

氏 名

します

下記により、欠席 ので、届けます。

しました

記

欠席期間	年 月 日～ 年 月 日
理 由	

授業科目及び担当教員

授業科目	担当教員	授業科目	担当教員

備考 傷病のため、引続き7日以上にわたり欠席する場合は、医師の診断書を添付すること。

# 休 学 願

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

\_\_\_\_\_ 学科

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記により休学したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

## 記

休学希望期間	年 月 日～ 年 月 日
理 由	
休 学 中 の 連 絡 先	〒  電話

学生支援担当教員  
確認印欄

--

- 備考 1 傷病による休学の場合には、医師の診断書を添付すること。  
2 外国の大学等での修学の場合には、修学先の承諾書、学習計画書その他の参考書類を添付すること。  
3 奨学金の状況について、次の該当する□にレ印を付すこと。  
有 (□日本学生支援機構奨学金・□岩手県立大学学業奨励金・□その他)・□無

# 復学願

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

\_\_\_\_\_ 学科

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日から休学中のところ、下記により復学したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

## 記

復学希望年月日	年 月 日
理 由	
復 学 後 の 連 絡 先	〒 _____ 電話 _____

学生支援担当教員  
確認印欄

--

- 備考 1 傷病による休学からの復学の場合には、復学が可能である旨の医師の診断書を添付すること。  
2 奨学金の状況について、次の該当する□にレ印を付すこと。  
有 (□日本学生支援機構・□岩手県立大学学業奨励金・□その他)・□無

# 他大学受験願

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

\_\_\_\_\_ 学科

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記により他の大学を受験したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願い  
します。

記

受験希望大学名	
転学希望年月日	年 月 日
受 験 理 由	

学生支援担当教員  
確認印欄

--

# 転学願

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

\_\_\_\_\_ 学科

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記により転学したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

転学先	
転学希望年月日	年 月 日
転学理由	

学生支援担当教員 確認印欄

備考 奨学金の状況について、次の該当する□にレ印を付すこと。  
有 (□日本学生支援機構・□岩手県立大学学業奨励金・□その他)・□無

# 留 学 願

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

\_\_\_\_\_ 学科

\_\_\_\_\_ 学籍番号

\_\_\_\_\_ 氏 名 印

\_\_\_\_\_ 保証人氏名 印

下記により留学したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

## 記

留 学 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
目 的		
留 学 先	大学・学部・ 学 科 等	
	身 分	
	所 在 地	
留 中 の 連 絡 先	電話	

学生支援担当教員  
確認印欄

- 備考 1 留学先の承諾書及び留学の募集要項（訳文付）を添付すること。  
2 奨学金の状況について、次の該当する□にレ印を付すこと。  
有（□日本学生支援機構・□岩手県立大学学業奨励金・□その他）・□無



# 退 学 願

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

\_\_\_\_\_ 学科

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記により退学したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

## 記

退学希望年月日	年 月 日
理 由	
退 学 後 の 連 絡 先	〒 _____ 電話 _____

学生支援担当教員  
確認印欄

--

備考 奨学金の状況について、次の該当する□にレ印を付すこと。  
有 (□日本学生支援機構・□岩手県立大学学業奨励金・□その他)・□無

# 死亡・行方不明届

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

保証人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり届け出ます。

記

発 生 年 月 日	年 月 日
事 実	死 亡 ・ 行方不明
当 該 学 生	所 属 学科
	学籍番号
	氏 名

備考 死亡診断書等、届出内容を立証できる書類を添付すること。

## 海外渡航届

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

所 属	学 籍 番 号
氏名 (日本語表記)	氏名 (パスポート表記)
現 住 所	
電 話 番 号	メー ル ア ド レ ス

次のとおり海外渡航しますので届け出ます。

目 的	<input type="checkbox"/> 協定校への交換留学 <input type="checkbox"/> 海外語学留学・研修 <input type="checkbox"/> 海外インターンシップ <input type="checkbox"/> 調査研究・学会発表 <input type="checkbox"/> ゼミ旅行 <input type="checkbox"/> 私費留学 (休学する場合を含む) <input type="checkbox"/> 海外ボランティア <input type="checkbox"/> その他 ( )			
渡航期間	年 月 日～ 年 月 日			
渡航先国名・都市名				
受入大学等	大 学 等 名	学 部 学 科 等 名		
	窓 口 ・ 担 当 者 名	電 話 番 号		
	所 在 地			
本 学 指 導 担 当 教 員	職 名	氏 名		
学 生 本 人 の 情 報	パ ス ポ ー ト	番 号		
		発 行 年 月 日	有 効 期 限	
	ビ ザ	種 類	番 号	
		申 請 先	電 話 番 号	
外 務 省 渡 航 登 録	<input type="checkbox"/> 登録済 (□3 か月未満「たびレジ」・□3 か月以上「在留届」) / <input type="checkbox"/> 未登録			
保 険 加 入 状 況	学 生 保 険	看 護 学 校 協 議 会 共 済 保 険 (Will)	加 入 済 ・ 未 加 入	
		学 生 教 育 研 究 災 害 傷 害 保 険 (学 研 災)	加 入 済 ・ 未 加 入	
		学 生 教 育 研 究 賠 償 責 任 保 険	加 入 済 ・ 未 加 入	
海 外 旅 行 者 傷 害 保 険	加 入 済 (保 険 会 社 : 保 険 証 番 号 : ) ・ 未 加 入			
	住 所			
渡 航 中 連 絡 先	電 話 番 号	携 帯 電 話 番 号		
	メー ル ア ド レ ス			
国 内 緊 急 連 絡 先 (2 名 指 定 する こと)	氏 名	続 柄		
	住 所			
	自 宅 電 話 番 号	携 帯 電 話 番 号		
	氏 名	続 柄		
	住 所			
	自 宅 電 話 番 号	携 帯 電 話 番 号		

備考 海外旅行者傷害保険に加入していない場合には渡航前に加入のうえ、保険会社及び保険証券番号を届け出ること。

外務省渡航登録サービス <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

公立大学法人岩手県立大学における個人情報の取扱いについて	この届出に記載された情報は、当該海外渡航中の危機管理の目的のみに使用するものとし、公立大学法人岩手県立大学個人情報保護規程に基づき適正に管理します。
------------------------------	--

					担当者

## 事故報告書

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

\_\_\_\_\_ 学科

\_\_\_\_\_ 学籍番号

\_\_\_\_\_ 氏 名

下記のとおり事故の当事者となりましたので報告します。

記

発 生 日 時	年 月 日 曜日 時 分 天候				
発 生 場 所					
相手方	住 所	電話			
	氏 名				
事 故 の 概 要					
事 故 後 の 措 置					
そ の 他 特 記 事 項					

# 学生団体設立願 学生団体継続願

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

代表責任者

\_\_\_\_\_ 学科

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり学生団体を設立（継続）したいので、許可（承認）くださるようお願いいたします。

記

団 体 名	
目 的	
設 立 年 月 日	年 月 日
顧 問 名	
会 員 数	名
連 絡 先	〒 電話
会費徴収の有無	有 (年額 円) 無

## 学生団体設立許可証 学生団体継続承認証

上記のとおり許可（承認）します。

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 印

- 備考 1 規約、会員名簿及び活動計画書を添付すること。  
2 学生団体継続願にあつては、前年度の活動報告書を添付すること。

# 学生団体解散届

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

代表責任者

\_\_\_\_\_ 学科

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり学生団体を解散したので、届け出ます。

記

団 体 名	
解 散 理 由	
備 考	

# 学生団体届出事項変更届

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

代表責任者

\_\_\_\_\_ 学科

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり学生団体の届出事項を変更したので、届け出ます。

記

団 体 名	
変 更 事 項	
備 考	

備考 変更内容が確認できる書類を添付すること。

# 学外団体加入願

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

代表責任者

\_\_\_\_\_ 学科

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり学外団体に加入したいので、許可くださるようお願いします。

記

学 外 団 体 名	
学外団体の所在地	
加 入 の 目 的	
加 入 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
加 入 人 数	名
会 費	円

## 学外団体加入許可証

上記のとおり許可します。

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 印

備考 加入しようとする学外団体の規約、役員名簿及び活動状況を記載した書類を添付すること。



# 学外行事参加願

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

代表責任者

\_\_\_\_\_ 学科

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記とおり学外行事に参加したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

学外行事名	
目 的	
場 所	
参加期間	年 月 日 ( 曜日) 時から 年 月 日 ( 曜日) 時まで
参加人数	名
責 任 者	印

## 学外行事参加許可証

上記のとおり許可します。

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 印

# 学生集会等願

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

代表責任者

\_\_\_\_\_ 学科

\_\_\_\_\_ 学籍番号

\_\_\_\_\_ 氏 名

下記のとおり集会を行いたいので、許可くださるようお願いします。

記

集 会 等 名	
目 的	
場 所	
開 催 日 時	年 月 日 ( 曜日 ) 時から 年 月 日 ( 曜日 ) 時まで
参 加 人 数	名 (学内者 名、学外者 名)
連 絡 先	電話

## 学生集会等許可証

上記のとおり許可します。

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 印

## 文書等掲示・配布願

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 様

代表責任者

\_\_\_\_\_ 学科

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、文書等の（ 掲示 / 配布 ）を行いたいので、許可くださるようお願いいたします。

記

掲示・配布等の目的 及び内容（見本添付）	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
掲 示 ・ 配 布 場 所	
実 施 時 間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
学生団体名及び配布枚数	

## 文書掲示・配布許可証

下記条件を付して、上記のとおり許可します。

年 月 日

岩手県立大学宮古短期大学部学長 印

記

- 1 上記の場所、期間及び時間以外は、当該行為を行わないこと。
- 2 施設の損壊及び通行を阻害する等他人に迷惑を及ぼす行為等をしないこと。
- 3 願い出た内容等が虚偽にわたるときは、行為等の制限又は許可の取消しをすることがある。

様式第 26 号 (第 33 条関係)

文書等揭示許可印

